

# 矢巾町親元就農給付金

農地を適切に維持管理し、持続可能な力強い農業を将来にわたり実現するため、町内の農家の次世代が就農意欲を喚起し、農業経営を円滑に継承し、地域農業の新たな担い手となることを目的として、親（3親等内の親族を含む。）から農業経営を継承し新たに就農する方を対象に、親元就農給付金を給付します。

## ◆ 対象者

農業経営者となることに強い意欲を有しており、次の各号のいずれにも該当することが条件です。

- (1) 町内に住所を有し、平成31年4月1日以降に新たに就農する方で、就農時の年齢が55歳以下であること。
- (2) 親が町内に所有する農地について、農業委員会の許可を受けて取得し、農業経営を行うこと。
- (3) 次の要件のいずれにも適合する親元就農計画を作成し、その計画を実現すること。
  - ア 就農5年後の農業経営の年間所得が250万円以上であること。
  - イ 年間150日以上かつ年間1,200時間以上の農業従事をする事。
  - ウ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (4) 生産物の出荷及び生産資材等の取引を本人名義で行うこと。
- (5) 農産物等の売上及び経費の支出などの経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- (6) 農業経営に関する主宰権を有している（有することが確実であると見込まれるときを含む。）こと。
- (7) 本人及び農業経営を継承される親に町税の滞納がないこと。
- (8) 農業次世代人材投資資金（旧 青年就農給付金）の交付を受けていないこと。

## ◆ 給付金額

1人当たり年額60万円（最長2年間）

## ◆ 就農状況報告

給付金を受給する方は、毎年7月末と1月末までに計画の遂行状況を町に報告していただきます。

その他詳細については、下記の連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 矢巾町産業振興課農林係  
TEL：019-611-2614（直通）